

かつしかくこけんりじょうれい
葛飾区子どもの権利条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そぞく だい じょう だい じょう
第1章 総則(第1条—第3条)

だい しょう こ たいせつ けんり だい じょう だい じょう
第2章 子どもの大切な権利(第4条—第8条)

だい しょう こ けんり ほしょう やくわりおよ せきむ だい じょう だい じょう
第3章 子どもの権利を保障するための役割及び責務(第9条—第15条)

だい しょう こ あんしん く すいしん だい じょう
第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進(第16条
—第23条)

だい しょう そだんおよ きゅうさい だい じょう
第5章 相談及び救済(第24条)

だい しょう ざつそく だい じょう
第6章 雜則(第25条)

ふそく
付則

こ ひとりひとり そんざい う けんり も
子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。生まれながらに権利を持ち、

じぶん いし も せいちょう
自分の意志を持って成長していくことができます。

すべ こ いのち まも さべつ まわ おとな あいじょう
全ての子どもは、命が守られ、差別されることなく、周りの大人からの愛情

もと あそ まな あんしん せいかつ わたし おとな
の下、遊び、学び、安心して生活することができます。そのために、私たち大人

こ いけん き たいせつ う と いつしょ かんが こ もっと
は、子どもの意見を聴き、大切に受け止め、一緒に考え、子どもにとって最も

よ かんが
良いことを考えていきます。

わたしざんしんじょうきょうおかんきょうとう
私たちは、全ての子どもが心身の状況や置かれている環境等にかかわら

しょうらいけんりほしょうえがおしあわゆたせいかつおく
ず、将来にわたって権利が保障され、笑顔で幸せに豊かな生活を送ることがで

へいわしゃかいじつげん
きほんげんりひと
この平和な社会を実現しなければなりません。

にんしきもとかつしかくきほんてきじんけんそんちょうきほんげんりひと
このような認識の下、葛飾区は、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする

にほんこくけんぽうおよじどうけんりかんじょうやくりねんもとこけんりほしょう
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障

すこせいちょうさせんげんじょうれいさだ
し、健やかな成長を支えることを宣言し、この条例を定めます。

だいじょうそうそく 第1章 総則

もくでき
(目的)

だいじょうじょうれいこけんりたいせつまもきほん
第1条 この条例は、子どもの権利を大切に守っていくための基本となる

じこうさだこさいぜんりえきじつげん
事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を

めざかつしかくいかくぜんたいこすこせいちょうささ
目指し、葛飾区(以下「区」といいます。)全体で子どもの健やかな成長を支

もくでき
えていくことを目的とします。

ことばいみ
(言葉の意味)

だいじょうじょうれいつかことばいみつぎ
第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) 「子ども」とは、葛飾区内(以下「区内」といいます。)に在住し、在学

ざいきんとうくないせいかつおよかつどうさいみまんひとおよ
し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する18歳未満の人及びこれ

ひとひとけんりみとてきとうひと
らの人と等しく権利を認めることができる人のことをいいます。

(2) 「保護者」とは、子どもの親、里親その他親に代わり子どもを養育する人

のことをいいます。

(3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で

かつどう　だんたいおよ　じぎょうしゃ
活動している団体及び事業者をいいます。

(4) 「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校等の子どもが育ち、学び、

また　かつどう　りよう　しせつ
又は活動するために利用する施設をいいます。

きほんりねん (基本理念)

だい　じょう　こ　けんり　つぎ　かか　じこう　きほんりねん　ほしょう
第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

(1) 子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持つて生まれた能力
を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受ける
こと。

(2) 子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及

せいちょう　ていど　おう　じゅうぶん　そんちょう
び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。

(3) 子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善
の利益が優先され、及び考慮されること。

(4) 子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由と
したあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

だい　しよう　こ　たいせつ　けんり 第2章 子どもの大切な権利

たいせつ　けんり (大切な権利)

だい　じょう　こ　　にほんこくけんぽうおよ　じどう　けんり　かん　　じょうやく　こ　　けんり
第4条　子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利

じょうやく　りねん　もと　う　　けんり　も　ひと
条約ともいいます。）の理念に基づき、生まれたときから権利を持つ人として、
けんり　たいせつ　まも
その権利が大切に守られます。

こ　　じぶん　けんり　たいせつ　　おな　　じぶんいがい　ひと　けんり
2　子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利
たいせつ
を大切にします。

あんしん　い　　けんり
(安心して生きる権利)

だい　じょう　こ　　あんしん　い　　つぎ　かか　　けんり　まも
第5条　子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が守られます。

- (1)　いのち　まも　　およ　そんちょう
命が守られ、及び尊重されること。
- (2)　あいじょう　も　　りかい　　およ　そだ
愛情を持って理解され、及び育つこと。
- (3)　けんこう　はいりょ　　およ　てきせい　いりょう　う
健康に配慮され、及び適正な医療が受けられること。
- (4)　さべつ　う
あらゆる差別を受けないこと。
- (5)　しんたいてきまた　せいしんでき　ぼうりょく　ぎやくたいとう　う
身体的又は精神的な暴力、虐待等を受けないこと。
- (6)　ほうち
放置されないこと。

そだ　けんり
(のびのびと育つ権利)

だい　じょう　こ　　そだ　　つぎ　かか　　けんり　まも
第6条　子どもは、のびのびと育つため、次に掲げる権利が守られます。

- (1)　あそ　まな　　およ　やす
遊び、学び、及び休むこと。
- (2)　ぶんか　げいじゅつ　　とう　ゆた　　けいけん
文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験ができること。
- (3)　こじん　　こせいおよ　とくせい　りかい　　なら　　そんちょう
個人として個性及び特性が理解され、並びに尊重されること。

(4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

(5) 自分に関することについて、必要な助言及び支援を受けながら、年齢及び成長の程度に応じて、自分で決めることができること。

(守られる権利)

第7条 子どもは、権利侵害の状態から回復するため、次に掲げる権利が守られます。

(1) 暴力、搾取、有害な労働等から守られること。

(2) 育つことが妨害される状況から守られること。

(3) 気軽に相談でき、必要な支援を受ける機会が守られること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られます。

(1) 自分の意見を自由に表明できる機会が設けられること。

(2) 自分の意見が大切に受け止められ、及び尊重されること。

(3) 仲間を作り、集まること。

第3章 子どもの権利を保障するための役割及び責務

(区の役割)

第9条 区は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障し、子どもが安心し

く
て暮らすことができるまちづくりを推進するものとします。

く　こ　けんり　ほしょう　ほごしゃ　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ
2　区は、子どもの権利の保障について、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と
きょうどう　およ　れんけい　こ　かつどう　しえん
協働し、及び連携し、子どもの活動を支援するものとします。

ほごしゃ　やくわり
(保護者の役割)

だい　じょう　ほごしゃ　かてい　こ　すこ　せいちょう　たいせつ　ば
第10条　保護者は、家庭が子どもの健やかな成長のために大切な場であるこ
なら　こ　よういくおよ　せいちょう　だいいちぎさてき　せきにん　ゆう　にんしき　こ
と並びに子どもの養育及び成長に第一義的な責任を有することを認識し、子
けんり　ほしょう　つと
どもの権利を保障するよう努めます。

ほごしゃ　ひつよう　おう　く　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ　きょうりょくおよ　しえん
2　保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の協力及び支援を
う　こ　すこ　せいちょう　つと
受けながら、子どもが健やかに成長できるよう努めます。

くみんとう　やくわり
(区民等の役割)

だい　じょう　くみんとう　こ　けんり　りかい　ふか　こ　けんり　ほしょう
第11条　区民等は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を保障
つと
するよう努めます。

くみんとう　ちいきしゃかい　こ　すこ　せいちょう　じゅうよう　やくわり　も
2　区民等は、地域社会が子どもの健やかな成長に重要な役割を持っている
にんしき　こ　すこ　そだ　およ　あんぜん　あんしん　す
ことを認識し、子どもが健やかに育ち、及び安全で安心して過ごすことができ
くおよ　そだ　まな　しせつ　ひつよう　しえん　う　ちいきしゃかいぜんたい　こ
るよう、区及び育ち学ぶ施設の必要な支援を受けながら、地域社会全体で子ど
みまも　およ　しえん　つと
もを見守り、及び支援するよう努めます。

そだ　まな　しせつ　やくわり
(育ち学ぶ施設の役割)

だい　じょう　そだ　まな　しせつ　かつどう　こ　けんり　ほしょう　つと
第12条　育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの権利を保障するよう努め

ます。

2 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長に重要な役割を

も
にんしき
こ
じぶん
かんが
まな
およ
かつどう
持っていることを認識し、子どもが自分で考え、学び、及び活動することが

く
ほごし
やおよ
くみんとう
きょうどう
およ
れんけい
こ
すこ
できるよう、区、保護者及び区民等と協働し、及び連携し、子どもの健やか

そだ
しえん
つと
な育ちを支援するよう努めます。

かてい
けんり
ほしょう
(家庭における権利の保障)

だい
じょう
ほごしや
かてい
こ
すこ
せいちょう
つぎ
かか
第13条 保護者は、家庭において子どもが健やかに成長するため、次に掲げる

じこう
ひつよう
とりくみ
おこな
つと
事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(1) 差別、暴力、虐待等を受けず、愛情を持って育てられること。

ねんれいおよ
せいちょう
ていど
おう
いけん
そんちょう
およ
さいぜん
りえき
こうりょ
(2) 年齢及び成長の程度に応じて、意見が尊重され、及び最善の利益が考慮されること。

こじん
こせいおよ
とくせい
そんちょう
なら
こじん
ひみつ
まも
(3) 個人として個性及び特性が尊重され、並びに個人の秘密が守られること。

そだ
まな
しせつ
けんり
ほしょう
(育ち学ぶ施設における権利の保障)

だい
じょう
そだ
まな
しせつ
かつどう
こ
すこ
せいちょう
第14条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもが健やかに成長するため、

つぎ
かか
じこう
ひつよう
とりくみ
おこな
つと
次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(1) 年齢及び成長の程度に応じて、遊び、学び、及び育つこと。

こじん
こせいおよ
とくせい
そんちょう
なら
しせいかつじょう
ひみつ
まも
(2) 個人として個性及び特性が尊重され、並びに私生活上の秘密が守られる
こと。

きべつ
ぼうりょく
ぎやくたいとう
う
(3) 差別、暴力、虐待等を受けないこと。

ちいきしゃかい けんり ほしょう
(地域社会における権利の保障)

だい じょう くみんとう ちいきしゃかい こ すこ せいちょう つぎ かか
第15条 区民等は、地域社会において子どもが健やかに成長するため、次に掲
じこう ひつようとりくみ おこな つと
げる事項について、必要な取組を行いうよう努めなければなりません。

ちいきしゃかい なか こじん こせいおよ とくせい そんちょう みまも
(1) 地域社会の中で、個人として個性及び特性が尊重され、見守られながら

そだ
育つこと。

さべつ ぼうりょく ぎやくたいとう う
(2) 差別、暴力、虐待等を受けないこと。

あそ まな また やす ひとり しゅうだん りよう ばしょ
(3) 遊び、学び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所がある
こと。

だい しょう こ あんしん く すいしん
第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

こ かん しさく すいしん
(子どもに関する施策の推進)

だい じょう く こ ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ きょうどう およ れんけい
第16条 区は、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協働し、及び連携
こ してん たいせつ うえ こ かん しさく すいしん
し、子どもの視点を大切にした上で、子どもに関する施策を推進するものとし
ます。

こ そだ しえん
(子どもの育ちの支援)

だい じょう く こ まな いよくおよ まな けんり そんちょう ほごしゃ くみんとうおよ
第17条 区は、子どもの学ぶ意欲及び学ぶ権利を尊重し、保護者、区民等及び
そだ まな しせつ きょうりょく こ こせいおよ とくせい たいせつ
育ち学ぶ施設と協力して、子どもの個性及び特性を大切にしながら、その
かのうせい さいだいげん の かんきょう せいび
可能性を最大限に伸ばすことができる環境を整備するものとします。

く くみんとうおよ そだ まな しせつ こ およ ほごしゃ あんしん そうだん
2 区、区民等及び育ち学ぶ施設は、子ども及び保護者がいつでも安心して相談
ば つく およ しえん つと
ができる場を作り、及びその支援をするよう努めます。

こそだ　かてい　しえん
(子育て家庭の支援)

だい　じょう　く　ほごしゃ　こ　けんり　まも　あんしん　こそだ
第18条 区は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、そ
せきむ　は　ひつよう　しえん
の責務を果たせるよう必要な支援をするものとします。

くおよ　そだ　まな　しせつ　とくべつ　しえんまた　はいりよ　ひつよう　こ　およ　かてい
2 区及び育ち学ぶ施設は、特別な支援又は配慮を必要とする子ども及び家庭
たい　あんしん　く　ひつよう　しえん　つと
に対し、安心して暮らすことができるよう必要な支援をするよう努めます。
こ　あんぜん　あんしん　す　かんきょう
(子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくり)

だい　じょう　く　ほごしゃ　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ　こ　じぶん
第19条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもがありのままの自分
あんぜん　あんしん　す　かんきょう　つと
でいられて、安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
く　こ　あんぜん　あんしん　す　かんきょう
2 区は、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりのための
かつどう　おこな　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ　れんけい　はか　かつどう　たい　しえん
活動を行う区民等及び育ち学ぶ施設との連携を図り、その活動に対して支援
をするものとします。

ぎやくたい　たいばつ　とう　けんり　しんがい　ぼうし
(虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

だい　じょう　く　ほごしゃ　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ　ぎやくたい　たいばつ　とう　けんり
第20条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利
しんがい　す　けつ　だれ　にんしき　もと　こ　あんぜん
侵害について、決して誰もがしてはならないという認識の下、子どもが安全で
安心して過ごすことができるよう努めます。

く　ほごしゃ　くみんとうおよ　そだ　まな　しせつ　ひごろ　こ　いけん　みみ　かたむ
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、日頃から子どもの意見に耳を傾
け、及び子どもにやさしく寄り添い、子どもに対する虐待、体罰、いじめ等
けんり　しんがい　ぼうし　よう　そ　こ　たい　ぎやくたい　たいばつ　とう
の権利侵害の防止及び早期発見に努めます。

くおよ そだ まな しせつ けんりしんがい う こ てきせつ じんそく きゅうさい
3 区及び育ち学ぶ施設は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済す

かんけいきかん れんけい ひつよう しえん おこな つと
るため、関係機関と連携し、必要な支援を行いうよう努めます。

ひんこん ぼうし
(貧困の防止)

だい じょう く すべ こ すこ せいちょう ほごしゃ くみんとうおよ
第21条 区は、全ての子どもが健やかに成長できるよう、保護者、区民等及び

そだ まな しせつ れんけい こ ひんこん ぼうし と く
育ち学ぶ施設と連携し、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

こ いけん ひょうめいおよ さんか きかい かくほ
(子どもの意見の表明及び参加する機会の確保)

だい じょう く こ けんり しゅたい そんちょう こ じぶん いけん
第22条 区は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自分の意見を

ひょうめい しゃかい さんか こ はいけいおよ じょうきょう
表明したり、社会に参加することができるよう、子どもの背景及び状況に

はいりょ こ さんか きかい かくほ
配慮した、子どもの参加の機会を確保するものとします。

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ こ いけん ひょうめい たい
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明に対し、そ

いcken たいせつ う と こ よ ほうほう いつしょ かんが
の意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法と一緒に考えるよう

つと
努めます。

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ こ いけん ひょうめいおよ しゃかい
3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明及び社会へ

さんか そくしん こ たいせつ およ ほうほう まな なら
の参加を促進するため、子どもがその大きさ及び方法について学び、並びに

ひつよう じょうほう え つと
必要な情報を得ることができるよう努めます。

こうほうおよ けいはつ
(広報及び啓発)

だい じょう く こ けんり こ ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな
第23条 区は、子どもの権利について、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ

しせつ りかい こうほうおよ けいはつ
施設に理解してもらうよう、広報及び啓発をするものとします。

2 区は、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等で、子どもが権利について学び、自分

だけでなく自分以外の人の権利を大切にできるよう、必要な支援をするものとします。

第5章 相談及び救済

(子どもの権利を守るための取組)

第24条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの権利が守られて

ない状態を早期に発見し、互いに協力し、及び連携して、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

2 区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切

かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制の構築その他の必要な取組を行うものとします。

第6章 雜則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要なことは、葛飾区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行します。